

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。

社会保険労務士 山下事務所 は 「この会社で働くことができてよかった」 そう思えるような会社作りのお手伝いを致します

## ★ 「 言 い 間 違 い 」 ★

「言い間違い」は誰にでもあるでしょう。

「あれ？そんなこと言ったっけ。」と思う時はあるはずですが。

「そんなつもりはなかったんだが・・・」とか、「自分がそんなこと言うはずがない・・・」等、考えても考えても“本当の所はどうだったのか”が出てきません。

通常は、些細なことなら「すみません。」で終わります。しかし、あやまってすむ問題ではではなくなることも、ないではない。

ここで、民法95条をご紹介します。95条は『錯誤』の規定です。

「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があった時は、無効とする。但し、表意者に重大な過失があった時は、表意者は、自らその無効を主張することができない。」

分かるような分からないような・・・ 以下に解説しましょう。

◆Aさんは、八百屋さんへ行って「レタス」を買おうと思っ  
ていましたが、間違って「キャベツ」と言っ  
てしまいました。

この場合、契約は成立するのでしょうか？

◆八百屋さんは「キャベツ」と思っ  
ていますし、Aさんも「キャベツ」  
と言っています。普通に見ると契約は成立し  
そうです。でも、Aさんは、本当はキャベツ  
が欲しいのです。◆このように、「思っていること」と「言  
ったこと(意思表示したこと)」が違っ  
ていて、それに本人が気付いていないこと  
を『錯誤』と言います。◆民法95条の本文前段は、「錯誤があ  
った時は無効とする。」としています。「うっかりして間違っ  
たこと(キャベツ)を言っ  
てしまった。買った  
かったのはキャベツ  
じゃないんだ。キャ  
ベツはいらないんだ  
から、このまま買わ  
される(売買が成立  
してしまう)のは納  
得いかない。」ということで、Aさん  
を保護して売買は不  
成立となります。◆ところが、不成立とな  
ると、今度は八百屋  
さんがかわいそう  
です。「うっかりだが何だか  
知らないが、キャベツ  
と言ったじゃないか。  
キャベツと言われた  
のでキャベツを差し  
出して何が悪い。踏  
んだり蹴ったりだ！」  
と思うのは自然です。八百屋さんの言うこと  
ももっともです。◆なので、後段の但し書  
「表意者(Aさん)に重  
過失があった時は、無  
効を主張できない。」  
として、八百屋さん  
を保護しているの  
です。◆民法95条は、この  
ように両者の調整を  
図っているのです。◆但し、表意者(Aさん)  
を保護することが原  
則の規定です(だから  
、条文の前段にあり  
ます。)。したがっ  
て、無効を主張(キャ  
ベツじゃなくてレタ  
スだった)できるの  
は、Aさんだけです。  
まあ、当たり前とい  
えば当たり前です。◆つまり、こういうこと  
です。★うっかり言い間違  
えてしまった時は、契  
約を無効にしてAさん  
を助けてあげよう。★でも、その言い間  
違いが重大なミス  
の場合は、契約は有  
効にして八百屋さん  
を助けてあげよう。「言い間違い」は誰  
にでもあります。認  
めたくなくても、認  
めなきゃならない時  
もあります。「自分  
がそんなこと言う  
はずがない。」と意  
地っ張るのも程ほ  
どに。

JREPOに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

## 【業務案内】

- |            |            |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援  |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演   |
| ★管理者研修の実施  | ★各種助成金の申請  |
| ★退職金制度の構築  | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。